

# 令和6年度高槻市定住促進プロモーション業務 仕様書

本仕様書は、発注者 高槻市（以下「甲」という。）における「令和6年度高槻市定住促進プロモーション業務」に関し、受注者（以下「乙」という。）が遵守しなければならない業務の仕様を定める。

## 1 業務概要

### (1) 業務の目的

甲は、「高槻市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、20歳代～30歳代の夫婦世帯（DINKS、新婚夫婦）を主なターゲットとした定住促進プロモーション「MY LIFE, MORE LIFE.」に取り組み、令和4年度まで主に関西圏を中心に、交通広告やインターネット広告、動画配信、職員によるPR活動等を実施してきた。

令和5年度からは、東京圏を重点エリアに設定し、東京圏から関西圏に就職・転勤する人をターゲットとした取組を進めているが、多種多様な広告が溢れる東京圏でターゲットにリーチするためには、より話題性に富んだインパクトのある取組が必要となる。

これを踏まえ、令和6年度については、本市定住促進プロモーションのターゲット層に対し、訴求力・発信力のある著名人を「高槻市定住促進アンバサダー」に起用し、関西圏はもとより、重点エリアである東京圏へのプロモーションを効果的かつ強力に展開していく予定である。

そこで、本業務は、本市が任命するアンバサダーを活用した新たな取組を企画立案し実施することで、本市の認知度向上、良好な都市イメージの定着及びシビックプライドの醸成を図ることによって、定住人口の増加に資することを目的とする。

### (2) 業務名称

令和6年度高槻市定住促進プロモーション業務

### (3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

### (4) 履行場所

東京圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）、高槻市及び近郊各所

## 2 業務の内容

令和6年度高槻市定住促進プロモーション業務の取組を以下のとおり企画立案し、各業務の実施にあたっては、甲及びアンバサダーの所属事務所と密な連携を図りながら進めること。なお、プロモーションの主な対象は、20歳代～30歳代の若年世帯とし、特に東京圏については、関西圏に就職・転勤する人とすること。

また、企画については、本市の認知度向上や良好な都市イメージの定着及びシビックプライドの醸成を図る内容とする。

(1) 新キャッチコピー及びロゴデザインの作成

- ・定住促進プロモーションに係る新キャッチコピーを作成すること
- ・キャッチコピーについては、同アンバサダーと親和性の高いものとし、かつターゲット層に訴求力のあるものすること
- ・同プロモーションで統一的に使用するロゴデザインを作成すること

(2) 新規コンテンツ等の作成及びプロモーションの実施

- ・同アンバサダーを活用し、かつ本業務のターゲットへ効果的に訴求する新規コンテンツを作成し、適切な媒体を活用した戦略的なプロモーションを実施すること
- ・また、新規コンテンツを活用し、甲が別途広告掲出を予定している媒体（東京メトロビジョンを想定）に合わせた形式の広告を作成すること
- ・プロモーションについては、東京圏を重点エリアとし、関西圏についても適切に実施すること

(3) インターネット広告等の実施

- ・上記2-(2)で作成したコンテンツ等を活用し、たかつきウェルカムサイトへ誘引するインターネット広告（DSP広告、リスティング広告、リターゲティング広告、SNS広告等）を配信すること

(4) アンバサダー就任発表会見の企画・運営

- ・アンバサダー就任発表会見を企画し、実施にあたり必要な準備や当日の運営を行うこと
- ※会見の時期は秋頃を想定
- ※プレスリリース配信サービスの利用については甲が別途実施

(5) たかつきウェルカムサイト（定住促進・特設サイト）の更新・拡充及び保守

- ・2-(2)及び(4)を効果的に実施するとともに、ウェルカムサイトのアクセス数増加を図ること（PV数145,000以上）
- ・アンバサダー就任に伴うサイトトップページのデザイン更新及び2-(2)で作成したコンテンツを掲載する新規ページの作成を行うこと
- ・広報誌「たかつきDAYS」の巻頭特集ページについては、令和6年度中に発行される全号分を掲載すること
- ※素材は市から提供する

(6) 事業報告書の提出

- ・実施した事業の内容、定量的な成果指標による効果検証、問題点とその解決の方途、今後の事業展開等を客観的に記載した報告書（様式問わず）を作成し提出すること
- ・個別のプロモーション活動に対するウェルカムサイトへの反応等を分析し、記載すること

(7) その他

- ・本業務の実施に当たっては、本市公式インスタグラムアカウント（takatsukicity\_official）を有効活用すること
- ・その他本仕様書に記載がない取組でも、積極的に提案すること

3 成果物

- ・事業報告書 紙媒体 10部（A4、一部カラー）、電子データ
- ・制作物 納品の形式、方法等については甲と調整すること。

4 その他留意事項

(1) 事業の実施状況の報告

乙は、契約締結後、甲の要求に応じて事業の進捗状況を書面により提出するとともに、定期的に以後の進め方について協議を行うこと。

(2) 成果物等に関する事項

甲が当該事業に基づきコンテンツ等の作成を依頼したものに係る著作権は、甲に帰属するものとし、成果物、成果物に使用した写真、映像、絵、図等は契約終了後も甲が無償で制作者の承諾なしに使用できるものとする。

(3) 著作権・著作隣接権などの使用許諾

画像や映像、出版物の利用に関し、著作権処理が必要の無い素材、あるいは必要な処理手続きを行った素材を利用すること。

(4) 市が行うPR活動への協力

甲が行う当該業務に関連するPR活動（各種イベントでのPRブース出展、北摂記者クラブへのプレスリリース、J:COM高槻への出演等）について、可能な範囲において柔軟に協力すること。

(5) 特記事項

- ・事業実施にあたっては、必ず事前に甲と協議すること。
- ・関係企業、団体等との調整等を行う場合は、甲と相談のうえ、乙の責任において行うこと。
- ・その他仕様書に記載されない事項については、双方が誠意をもって協議するものとする。